

「医療系介護報酬改定のポイント 2015 年 4 月版」正誤及び追補 (2016. 08. 08 現在)

頁	訂正箇所	誤	正
7	上から 5 行目	…介護サービスの充実分+ <b>0.65%</b> を…	…介護サービスの充実分+ <b>0.56%</b> を…
10	下から 6 行目	①これまでサービス <b>提要</b> 体制強化加算…	①これまでサービス <b>提供</b> 体制強化加算…
12	下から 2 行目	強化加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供 <b>加算訪問</b> 体制強化加算、…	強化加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供体制強化加算、…
14	下から 11 行目	護職員を常勤換算で <b>2</b> 以上	護職員を常勤換算で <b>1</b> 以上
■73	下段※	※ <b>医療機器等を使用する者等特別な管理が必要な状態の者への月 2 回目以降の緊急時訪問</b> については、 <b>夜間、早朝、深夜</b> の加算を併せて算定できる。	※ <b>特別管理加算を算定する状態の者に対する 1 月以内の 2 回目以降の緊急時訪問</b> については、 <b>早朝、夜間、深夜の訪問看護に係る</b> 加算を併せて算定できる。
■74	下段※		
■86	下から 14 行目	…身体機能 <b>の</b> 回復するための集中的なリハビリテーション…	…身体機能 <b>を</b> 回復するための集中的なリハビリテーション…
■86	下から 4 行目	…多職種協働による <b>通所</b> リハビリテーション計画の作成 (Plan)、…	…多職種協働による <b>訪問</b> リハビリテーション計画の作成 (Plan)、…
■113	上から 7 行目	…応じた所定単位数 <b>が</b> 算定すること	…応じた所定単位数 <b>を</b> 算定すること
■136	上から 4 行目	② いずれかの選択的サービスを週 <b>2</b> 回以上実施していること。	② いずれかの選択的サービスを週 <b>1</b> 回以上実施していること。
158	15 行目	【編注：(計算事例) に { } を追加】 $12 \div \frac{[(50 \text{ 人} \times 12 \text{ カ月}) + (40 \text{ 人} \times 6 \text{ カ月}) + (50 \text{ 人} \times 6 \text{ カ月})]}{[(50 \text{ 人} + 40 \text{ 人}) \div 2]} = 0.48$	
158	下から 9 行目	【編注：(計算事例) に { } を追加】 $12 \div \frac{[(70 \text{ 人} \times 12 \text{ カ月}) + (20 \text{ 人} \times 10 \text{ カ月}) + (10 \text{ 人} \times 6 \text{ カ月}) + (10 \text{ 人} \times 2 \text{ カ月})]}{[(20 \text{ 人} + 30 \text{ 人}) \div 2]} = 0.27$	
158	下から 1 行目	【編注：(計算事例) に { } を追加】 $12 \div \frac{[(90 \text{ 人} \times 12 \text{ カ月}) + (10 \text{ 人} \times 6 \text{ カ月}) + (10 \text{ 人} \times 6 \text{ カ月})]}{[(10 \text{ 人} + 10 \text{ 人}) \div 2]} = 0.1$	
197	24 行目	a. 認知症であって、悪性腫瘍 <b>等</b> と…	a. 認知症であって、悪性腫瘍と…
■197	下から 8 行目	ホ 施設基準第 14 号ニ(2)(ニ)b の「経管栄養」の実施とは、経鼻経管又は胃ろう若しくは腸ろうによる栄養の実施を指す。 <b>また</b> 、過去 1 年間に経管栄養が実施されていた者であって、経口維持加算を算定されているものについては、経管栄養が実施されている者として取り扱う。「インスリン注射」の実施においては、自ら実施する者は除く。	ホ 施設基準第 14 号ニ(2)(ニ)b の「経管栄養」の実施とは、経鼻経管又は胃ろう若しくは腸ろうによる栄養の実施を指す。 <b>ただし</b> 、過去 1 年間に経管栄養が実施されていた者 <b>(入院期間が 1 年以上である入院患者にあっては、当該入院期間中 (入院時を含む) に経管栄養が実施されていた者)</b> であって、経口維持加算 <b>又は栄養マネジメント加算</b> を算定されている者については、経管栄養が実施されている者として取り扱う。「 <b>喀痰吸引</b> 」の実施とは、過去 1 年間に <b>喀痰吸引が実施されていた者 (入院期間が 1 年以上である入院患者にあっては、当該入院期間中 (入院時を含む) に喀痰吸引が実施されていた者)</b> であって、 <b>口腔衛生管理加算又は口腔衛生管理体制加算を算定されている者 (平成 26 年度以前においては、口腔機能維持管理加算又は口腔機能維持管理体制加算を算定されていた者)</b> については、 <b>喀痰吸引が実施されている者として取り扱う。</b> 「イ

			ンスリン注射」の実施においては、自ら実施する者は除く。																		
■198	上から19行目	善するリハビリテーションを、 <b>医師の指示を受けた</b> 作業療法士を中心とする多職種の共同によって、療養生活の中で随時行う。	善するリハビリテーションを、作業療法士を中心とする多職種の共同によって、 <b>医師の指示に基づき</b> 、療養生活の中で随時行う。																		
■231	下から7行目	…関係職種が <b>一同</b> に介して実施することを…	…関係職種が <b>一堂</b> に介して実施することを…																		
■232	下から11行目	…口腔に関する問題点、口腔ケアの方法及びその他必要と思われる事項…	…口腔に関する問題点、 <b>歯科医師からの指示内容の要点</b> 、口腔ケアの方法及びその他必要と思われる事項…																		
235	上から5行目の次に右を追加	(14) 指定介護療養施設サービスの施設基準（指定短期入所療養介護の施設基準を準用→P200の(1)） (15) ユニットケアに関する減算の基準（変更なし） (16) 病院療養病床療養環境減算の基準（変更なし） (17) 指定介護療養施設サービスに係る基準（短期入所療養介護に係る基準を準用→P202の(3)） (18) 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（変更なし） (19) 厚生労働大臣が定める療養食（変更なし） (20) 療養食加算の基準（変更なし） (21) 若年性認知症患者受入加算の基準（変更なし）																			
243	下から12行目	…（⇒P253の <b>才</b> ）	…（⇒P253の <b>ホ</b> ）																		
302	表中「③初期入院診療管理」の右欄を変更	<table border="1"> <tr> <td>短期入所</td> <td>介護予防短期入所</td> <td>施設サービス</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align:center">&lt;中略&gt;</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center">○</td> <td style="text-align:center">○</td> <td style="text-align:center">○</td> </tr> </table>	短期入所	介護予防短期入所	施設サービス	<中略>			○	○	○	<table border="1"> <tr> <td>短期入所</td> <td>介護予防短期入所</td> <td>施設サービス</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align:center">&lt;中略&gt;</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center">×</td> <td style="text-align:center">×</td> <td style="text-align:center">○</td> </tr> </table>	短期入所	介護予防短期入所	施設サービス	<中略>			×	×	○
短期入所	介護予防短期入所	施設サービス																			
<中略>																					
○	○	○																			
短期入所	介護予防短期入所	施設サービス																			
<中略>																					
×	×	○																			
302	表中「④重度療養管理」の次に右を追加	<table border="1"> <tr> <td><b>⑤認知症短期集中リハビリテーション</b></td> <td><b>240単位</b></td> <td><b>1日につき</b></td> <td><b>要</b></td> <td><b>×</b></td> <td><b>×</b></td> <td><b>○</b></td> </tr> </table>		<b>⑤認知症短期集中リハビリテーション</b>	<b>240単位</b>	<b>1日につき</b>	<b>要</b>	<b>×</b>	<b>×</b>	<b>○</b>											
<b>⑤認知症短期集中リハビリテーション</b>	<b>240単位</b>	<b>1日につき</b>	<b>要</b>	<b>×</b>	<b>×</b>	<b>○</b>															
302	表中⑤、⑥の番号を変更	<table border="1"> <tr> <td><b>⑤</b>精神科作業療法</td> </tr> <tr> <td><b>⑥</b>認知症老人入院精神療法</td> </tr> </table>	<b>⑤</b> 精神科作業療法	<b>⑥</b> 認知症老人入院精神療法	<table border="1"> <tr> <td><b>⑥</b>精神科作業療法</td> </tr> <tr> <td><b>⑦</b>認知症老人入院精神療法</td> </tr> </table>	<b>⑥</b> 精神科作業療法	<b>⑦</b> 認知症老人入院精神療法														
<b>⑤</b> 精神科作業療法																					
<b>⑥</b> 認知症老人入院精神療法																					
<b>⑥</b> 精神科作業療法																					
<b>⑦</b> 認知症老人入院精神療法																					
376	下から1行目	施設に転換する場合などは、夜間看護配置基準の特例あり。（→P382）	施設に転換する場合などは、夜間看護配置基準の特例あり。（→P366の <b>（三）</b> ）																		
■443	上から14行目	平地歩行 … <b>10</b> 自立 <b>5</b> 部分介助 <b>0</b> 全介助	平地歩行 … <b>15</b> 自立 <b>10</b> 部分介助 <b>5</b> <b>車いす使用 0</b> 全介助																		
■450	「1. 経口による継続的な食事の摂取のための支援の観点」表中⑰	<b>⑰ 食事中や食後に濁った声になる</b>	(削除) ※ 以降⑱～㉓を⑰～㉒に変更																		
■469～490		別紙 PDF に差し替え																			
■527	表中2列目「サービス内容（算定項目）」	…診療所型（介護予防）短期入所療養介護費（Ⅰ）（ⅱ）（ⅲ）（ⅳ）（ⅴ）又はユニット型 <b>療養型</b> （介護予防）短期入所療養介護費（Ⅱ）（Ⅲ）（ⅴ）（ⅵ）を算定する場合	…診療所型（介護予防）短期入所療養介護費（Ⅰ）（ⅱ）（ⅲ）（ⅳ）（ⅴ）又はユニット型 <b>診療所型</b> （介護予防）短期入所療養介護費（Ⅱ）（Ⅲ）（ⅴ）（ⅵ）を算定する場合																		
裏表紙	上から2行目	<b>(2014年3月現在)</b>																			
		<b>(2015年3月現在)</b>																			

※■は、本書発行後に厚労省から出された通知等の内容を反映したものの（追補）です。

※正誤・追補表は、必要に応じて随時更新していきます。最新の正誤表については、保団連のHPをご参照ください。（保団連HP：<http://hodanren.doc-net.or.jp/>）